

平成30年度 能古小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修として、5月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に学校いじめ防止対策委員会の取組内容改善、2月に次年度いじめ防止基本方針提案を行う。また、各学期毎に、学期内に起こった生徒指導関係の問題を職員間で共通理解を行い、次学期の生徒指導の改善を図る。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- (1) いじめの未然防止及び早期発見に向けた取組の充実と、児童やいじめに関する情報の共有による共通認識と共通実践を図る。
- (2) いじめの未然防止及び早期発見のための校内組織の整備と充実
- (3) いじめの未然防止及び早期発見のための職員研修の充実
- (4) いじめの未然防止及び早期発見に向けた、学校・保護者・地域・関係機関との連携

<能古小いじめゼロ宣言>

- ・「どうしたの」「だいじょうぶ」を 友だちにいえるようにします。
- ・だれもいじめられない学校にします。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

いじめを防止するには、すべての児童を対象に、未然防止の取組を行うことが有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。

○学校の特性を生かした、いじめを生まない取組実施の充実

- ・ 能古小ならではの共同的自然体験活動を通して、児童自らが「絆づくり」ができるようにする。
- ・ 少人数を生かした「わかる授業づくり」の工夫・改善を図る。

○児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」。

- ・ 学級集団作りに向け、学習規律、生活規律の徹底による基本的な生活習慣の定着を図る。
- ・ 「いじめアンケート」を月に1回実施し、児童の実態把握に努める。
- ・ Q-Uアンケートを全学年で、年2回実施。アンケートの結果を分析し、実態に応じた支援を組織的かつ適切に行う。

○「学校いじめ防止対策委員会」を月1回開催する。また、小中合同生徒「指導連絡会」を開催し、いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに校区内ネットワーク会議や学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

早期発見の基本は、児童のわずかな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有し、速やかに対応することである。そのためには、教職員が意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また必要に応じて面談や各種調査を実施し、分析し、効果的な対応と検証を行うものとする。

(1) 朝・帰りの会や授業中などの観察

- ・健康観察での声、表情の確認
- ・授業での発表内容やノート・プリントによる記述内容等での様子
- ・休み時間などでの過ごし方や交友関係の観察

(2) いじめに関する早期発見のための養護教諭と連携した相談体制の整備，被害生徒の権利等の擁護。

(3) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。

(4) いじめに関する早期発見のため，保護者・関係機関との連携を深める。

(5) 「いじめアンケート」の実施

- ・月に1回実施

(6) 必要に応じた個人面談の実施

- ・「いじめアンケート」実施後，必要に応じて個人面談を行う。(7) QUアンケートによる学級生活状況調査（全学年～6月・11月）

(8) 毎週金曜日の職員連絡会で児童の様子を報告する時間を設定し，全職員で共通理解をする。

(9) いじめゼロの日（毎月10日）。いじめゼロの日を伝える全校放送。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ，加害児童生徒への対応も含む）

(1) 直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し，校長に報告をし，組織的に対応する。

(2) いじめ防止対策委員会を招集し，適切な役割分担を行い被害児童のケア加害児童等関係者の聞き取り等を行い，その後の対応方針を決定し，その結果を速やかに教育委員会に報告する。

(3) 教育相談課・スクールカウンセラー及び養護教諭等，その他専門機関と連携し，被害児童生徒をはじめ，被害児童生徒の保護者や加害児童生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。

(4) いじめが確認された場合は，被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え，家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また判明した事実は，適切に処理する。

- (5) 校長は、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- (6) 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- (7) 小・中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (8) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (9) 被害児童生徒の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるための資質向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

- (1) 教職員がいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、「いじめに特化したアンケート」・Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する研修を実施する。特に、SNS等でのメッセージや写真のやり取りに伴ういじめへの対応方法や、全国的な傾向などを適宜研修していく。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針作成の際に、保護者等地域の方の参画や児童生徒の意見を取り入れ、児童生徒や地域を巻き込んだものとする。
- (2) 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第 22 条関係）

（1）組織の名称・役割

○名称 能古小学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・月 1 回定期的に開催し，児童の実態及び様子についての情報交換を行う。
- ・基本方針に基づく取組の推進及び年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校における，いじめであるかどうかの判断
- ・いじめの相談・通報の窓口活用の啓発
- ・いじめ防止に向けた情報の提供と啓発

（2）組織の構成（別添資料 1 参照）

・校長，教頭，主幹教諭，生徒指導担当，人権教育担当，養護教諭。その他校長が必要と認める者。上記の構成員のほかに校長が認める場合，スクールサポーター，スクールカウンセラー（S C），スクールソーシャルワーカー（S S W）専門的な知識を有する者など臨時的に構成員とすることができる。

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第 28 条関係）

（1）組織の名称と役割

○名称 能古小学校いじめ対策委員会

○役割

- ・重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・重大事態に係る事実関係の調査
- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供

（2）組織の構成員

・校長，教頭，主幹教諭，生徒指導担当，人権教育担当，養護教諭。その他校長が必要と認める者。上記の構成員のほかに校長が認める場合，スクールサポーター，スクールカウンセラー（S C），スクールソーシャルワーカー（S S W）専門的な知識を有する者など臨時的に構成員とすることができる。

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	「よいこのきまり」 いじめアンケート	D D C	学校いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会 家庭訪問	P P D	
5	児童会による取組（思いやりの花 コーナー取組） いじめアンケート	D D C	家庭訪問 校内いじめ防止対策委員会	D D C	
6	児童会による取組 （いじめゼロ取組月間） Q-Uアンケート いじめアンケート（無記名式）	D D D	校内いじめ防止対策委員会 いじめアンケート結果の共通理解	D C C A	
7	生活習慣定着度調査 いじめアンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 P T A人権研修会 いじめアンケート結果の共通理解 生徒指導連絡会	D C D D C C A A	
8	いじめゼロサミット2018参加	D	Q-U 事例検討会 人権に関わる研修～フィールドワ ーク 4年生部落問題学習につながる授 業指導案審議 能古小中合同いじめ防止対策委員 会	C A D A P C A	
9	規範教育（5・6年～保護者含む） いじめゼロ実現プロジェクト いじめアンケート	D D D	いじめアンケート結果の共通理解 校内いじめ防止対策委員会	C A D C	
10	児童会による取組（思いやりの花 コーナー取組） いじめアンケート（無記名式） 4年生部落問題学習につながる授 業	D D D	いじめアンケートの結果の共通理 解 校内いじめ防止対策委員会	C A D	
11	児童会による取組（思いやりの花 コーナー取組） いじめアンケート Q-Uアンケート	D D D	校内いじめ防止対策委員会 人尊協研修会 いじめアンケート結果の共通理解	D C D C C A	
12	いじめアンケート 人権公開学習	D D	能古小中合同いじめ防止対策委員 会 校内いじめ防止対策委員会冬季研 修（Q-U 事例検討） いじめアンケート結果の共通理解	C A C A C A	
1	児童会による取組（思いやりの花 コーナー取組） いじめアンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会 P T A人権研修会 いじめアンケート結果の共通理解	D C D C C A	
2	いじめアンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 いじめアンケート結果の共通理解	D C A	

3	卒業式・卒業式に向けて いじめアンケート（無記名式）	D	学校サポーター会議	C	
		D	校内いじめ防止対策委員会	CA	
			いじめアンケート結果の共通理解	CA	
			生徒指導連絡会	CA	

- ※ いじめゼロ取組月間は、1学期に設定すること。いじめゼロ実現プロジェクトは、2学期に設定すること。
- ※ いじめに関するアンケートを月1回以上実施する。無記名式のアンケートは学期1回以上実施する。
- ※ いじめ防止等の対策のための組織の構成員のうち、学校の教職員のみで行う「校内いじめ防止対策委員会」は月に1回開催すること。
- ※ 学校外の関係者を含めた「〇〇小（中）いじめ防止対策委員会」は、学期に1回開催すること。＜チェック欄は、A・B・Cを記入（Aが上位）＞